改 正 案	改 正 前
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、	第2条 議員は、事故
介護、配偶者の出産補助その他のやむを得	
ない事由のため出席できないときは、その	のため出席できないときは、その
理由を付け、当日の開議時刻までに議長に	理由を付け、当日の開議時刻までに議長に
届け出なければならない。	届け出なければならない。
2 議員は、出産	2 議員は、出産 <u>、育児、看護、介護、負傷</u>
のため出席できないときは、 <u>出産</u>	<u>又は疾病</u> のため出席できないときは、 <u>日数</u>
予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあって	を定めて
は、14週間)前の日から当該出産の日後	
8 週間を経過する日までの範囲内におい	
て、その期間を明らかにして、あらかじめ	、あらかじめ
議長に欠席届を提出することができる。	議長に欠席届を提出することができる。
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第84条 委員は、公務、疾病、育児、看	第84条 <u>委員長は、事故</u>
護、介護、配偶者の出産補助その他のやむ	
<u>を得ない事由</u> のため出席できないときは、	のため出席できないときは、
その理由を付け、当日の開議時刻までに委	その理由を付け、当日の開議時刻までに委
員長に届け出なければならない。	員長に届け出なければならない。
2 委員は、出産	2 委員は、出産 <u>、育児、看護、介護、負傷</u>
のため出席できないときは、 <u>出産</u>	<u>又は疾病</u> のため出席できないときは、 <u>日数</u>
予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあって	を定めて
は、14週間)前の日から当該出産の日後	
8週間を経過する日までの範囲内におい	
<u>て、その期間を明らかにして</u> 、あらかじめ	、あらかじめ
委員長に欠席届を提出することができる。	委員長に欠席届を提出することができる。
(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項等)
第136条 請願書には、邦文を用いて、請	第136条 請願書には、邦文を用いて、請
願の趣旨、提出年月日 <u>及び請願者の住所</u>	願の趣旨、提出年月日 <u>並びに請願書の住所</u>
	及び氏名(法人の場合にはその名称及び代
を記載し、請願者が <u>署名又は</u>	<u>表者の氏名)</u> を記載し、請願者が <u>押印</u>
<u>記名押印</u> をしなければならない。	をしなければならない。
2 請願者が法人の場合には、邦文を用い	
て、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称	
及び所在地を記載し、代表者が署名又は記	
<u>名押印をしなければならない。</u> (追加)	
3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書	2 請願 を紹介する議員は、請願書
の表紙に <u>署名又は記名押印</u> をしなければな	の表紙に <u>署名押印</u> をしなければな
らない。	らない。
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略